

平成29年白老町議会産業厚生常任委員会協議会会議録

平成29年 1月27日（金曜日）

開 会 午後 1時50分

閉 会 午後 2時05分

○会議に付した事件

1. 保育料徴収額の改定について
-

○出席委員（6名）

委 員 長 広 地 紀 彰 君	副 委 員 長 本 間 広 朗 君
委 員 氏 家 裕 治 君	委 員 森 哲 也 君
委 員 松 田 謙 吾 君	委 員 山 田 和 子 君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

健康福祉課子育て支援室長	渡 邊 博 子 君
健康福祉課子育て支援室主査	藤 元 路 香 君
健康福祉課子育て支援室主査	小 山 内 恵 君

○職務のため出席した事務局職員

主 査	増 田 宏 仁 君
-----	-----------

◎開会の宣告

○委員長（広地紀彰君） ただいまより、産業厚生常任委員会協議会を開催いたします。

（午後 1時50分）

○委員長（広地紀彰君） きょうの協議事項につきましては、保育料徴収額の改定についてということで、健康福祉課子育て支援室より説明を求めたいと思います。

渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 本日は定例会1月会議、また全員協議会終了後のお疲れのところ、委員会協議会を開催していただきましてありがとうございます。

本日は、平成29年度改定を予定しております保育料徴収額についての説明とさせていただきます。保育料につきましては、平成27年度から施行されました子ども・子育て支援新制度によりまして、それまで算定基礎となっていました所得税額が町民税に変更されました。また、年少扶養控除の適用廃止など算定方法が変更されております。これに伴いまして、本町におきましては、それまでの保育料を上回ることがないように新基準表を決定し保護者の方の経済的負担軽減を図ってまいりましたけれども、29年度からはさらなる負担軽減を図るため基準表を改定するものでございます。担当から内容をご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（広地紀彰君） 小山内子育て支援室主査。

○健康福祉課子育て支援室主査（小山内 恵君） 子育て支援室小山内です。よろしくお願いたします。着席して説明させていただきます。まず資料を3点ほどご用意しております。資料1番目の左側が平成28年度現在の基準表です。右側がこのあとご説明いたします29年度の保育料徴収額基準表となっております。めぐりまして資料2番目、教育標準時間認定（1号）保育料額の他市との比較表となっております。資料3番目、保育認定（2・3号）保育料額の他市との比較表となっております。

それでは、説明をさせていただきます。まず1番目、改定の趣旨ですが、国の取り組みとして挙げられております幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的推進を受け、白老町としてのひとり親家庭や年収約360万円未満相当世帯の経済的負担の解消と、全ての子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、保育料（利用者負担額）を改定します。

2番目、現在の保育料額設定の考え方です。先ほど渡邊子育て支援室長からもご説明がありましたが、平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度において、利用者負担は世帯の所得の状況などを勘案して、国が定める基準の範囲内で実施主体である町が定めることとされました。そこで教育標準時間認定の保育料につきましては、幼稚園就園奨励費補助金の水準を考慮して、同程度の負担額となるよう設定しています。保育認定の保育料につきましては、従来より保護者の負担軽減のため国基準を細分化して設定しています。また、新制度では就労状況などにより保育園の基本利用時間を11時間とする標準時間認定と、8時間とする短時間認定に区分され、短時間認定の保育料額は、標準時間認定の保育料額のマイナス1.7%程度と国から

目安が示されましたので、その目安を基本に設定しています。

3番目、改定の内容です。改定の趣旨から、町の独自削減を拡充し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

資料2をごらんください。まず教育標準時間認定（1号）ですが、一つ目として、第2階層、市町民税非課税世帯について、現在3,000円としている保育料額を無償とします。28年度の該当世帯は前期3世帯、後期2世帯、実世帯数としては3世帯となっております。二つ目、第3階層、年収約360万円未満相当世帯のひとり親世帯等の保育料を無償とします。28年度の該当世帯はありません。三つ目、全ての階層において削減率を引き上げます。削減率の見直しによる保護者負担への効果額は、後ほどご説明いたします。

次に、資料3をごらんください。保育認定（2・3号）保育料額の改定の内容についてご説明いたします。一つ目、年収約360万円未満相当世帯となる第4－3階層までのひとり親世帯等の保育料について、現在は半額としておりますが、第3－1階層の無償化を初めとして段階的に軽減を拡充します。二つ目、全ての階層におきまして、国基準を細分化する税額の区切りを均一化するとともに、保育料の軽減を拡充します。現在の基準額表は、先ほどもありましたが新制度施行に伴い27年度に定めたものですが、算定の対象が所得税額から町民税額へ変更となったほか、平成22年度税制改革で廃止された年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除を考慮しないこととされたため、負担が大きくなる世帯が想定されたことから、できるだけ軽減するような、実態に即した階層の設定となっております。このたびの改定により改定前と同額もしくは負担の軽減が図られるよう見直しをしております。三つ目、短時間認定の保育料についてです。現在、国が示した目安であるマイナス1.7%としていますが、短時間認定の場合、基本利用時間を30分過ぎると1時間という延長利用料が発生します。ひと月に何時間も使った場合、標準時間認定の保育料を上回ってしまう実態があることから、全ての階層において一律マイナス1,000円として設定するものです。また、このたびの見直しでは、保育料の額を1,000円単位としています。これは、認定こども園では保護者が直接園へ保育料を納めることから、保護者と園双方の利便性を考慮したものであります。

めくっていただいて次のページ、保育料の比較をごらんください。教育標準時間認定（1号）は80世帯を見込んでおります。そのうち、第2階層の無償化の対象となる世帯は3世帯です。改定しない場合の保育料額は年額7万2,000円となります。改定後の保育料額は無償化ですので、ゼロ円となります。保護者の軽減される額としては7万2,000円です。第3階層無償化の対象となるひとり親世帯等は、1号認定のほうにつきましては該当がありません。ですので、残りの77世帯は全階層の削減率の引き上げということで対象となり、改定前の保育料額は1,023万9,600円です。改定後の保育料額は875万4,000円、効果額として148万5,600円です。

保育認定（2・3号）の世帯数は149世帯を見込んでいます。そのうち第4－3階層までの軽減拡充を受けるひとり親世帯等は2世帯で、改定をしない場合19万200円、改定後は10万8,000円で、効果額は17万9,400円となります。また、同階層のひとり親世帯等以外の軽減拡充の対象となる世帯は38世帯、改定をしない場合857万3,900円、改定後は657万円です。効果額は200万3,900円となります。そのほかの全階層の削減率引き上げの対象となる世帯、保育料がかかって

いる世帯が59世帯です。改定前は2,813万4,700円、改定後2,384万4,000円、効果額として419万3,500円です。保育料が無料の世帯は50世帯65名となっております。第3子以降のため無料となっている児童が26名、ひとり親世帯等のため無料となっている児童が39名です。1号と2号、教育と保育を合わせまして、保育料の削減額としては793万4,400円となります。説明は以上でございます。

〔「保育認定（2・3号）の第4－3階層までの軽減拡充（ひとり親世帯等）のところで、削減額が間違っていないか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） 訂正の答弁をお願いします。

子育て支援室小山内主査。

○健康福祉課子育て支援室主査（小山内 恵君） 子育て支援室小山内です。大変申し訳ありません。先ほどご説明いたしました保育認定（2・3号）の第4－3階層までの軽減拡充世帯、対象世帯数が2世帯、改定前の保育料額が19万200円、改正後が10万8,000円、効果額が8万2,200円となります。大変失礼いたしました。ですので、合計額も訂正させていただきます。申し訳ありません。こちらの内訳が間違っていて合計額があっているようなので、後ほど資料の訂正をさせていただきます。合計額のほうがあります。申し訳ありません。

○委員長（広地紀彰君） 資料の訂正等よろしくをお願いします。

それでは、説明は以上でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） それでは、委員からのご意見を伺いたいと思います。何かご意見がある委員は、質問等でも結構ですが何かありませんか。よろしいですか。ない委員さんもいらっしゃるようですが、ほかの委員からはよろしいですか。山田委員、よろしいですか。読み込みに若干の必要はあるかと思えますけれども、よろしいですか。松田委員はよろしいですか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（広地紀彰君） それでは、質問、意見等ないので、これで委員会協議会を終了いたします。ご苦労様でした。

（午後 2時05分）